

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いわき市長 内田 広之

市町村名 (市町村コード)	いわき市 (204)
地域名 (地域内農業集落名)	平上大越地区 (上大越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・保全会を中心に農地や水路の維持管理を行っている。
- ・鳥獣(イノシシ・ハクビシン・タヌキ・キツネ)による被害が深刻であり、電気柵等の修繕に費用を要している。

【課題】

- ・農業者の高齢化や後継者不足により、未耕作地や耕作放棄地が増えてくるおそれがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を中心に栽培を行いつつ、ネギやイチジクの栽培にも取組んでいく。
- ・保全会の活動を継続し、農地や水路の維持管理を行い、担い手が営農しやすい環境を整備していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手の状況に応じて、集積、集団化を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・原則として農地中間管理機構を活用した農地の賃貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・現時点では、基盤整備事業に取組む予定はないが、今後必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内に担い手はあるが、次世代を担う若い担い手の確保が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・育苗の購入

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策として電気柵の維持管理や農道の草刈りを継続していく。
- ⑦多面的機能直接支払交付金を活用し、可能な範囲でほ場や農道の草刈りを行っていく。